

第37回大阪府環境審議会の開催結果の概要

日 時：平成20年11月7日（金）10：00～

場 所：プリムローズ大阪 2階 鳳凰の間

1．会長等の選任について

大阪府環境審議会条例第4条第1項に基づき、出席委員の選挙により、南努委員（大阪府立大学学長）が会長に選任された。また、同条第3項に基づき、南会長が、池田敏雄委員（関西大学名誉教授）を会長代理に指名した。

2．河川水質環境基準に係る類型指定について（諮問）

BOD等5項目については類型の適切な見直しを行うため、また水生生物保全の観点からの項目については類型を新たに指定するため、水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づき、府内河川の類型の指定・見直しについて、諮問があった。

その結果、専門性が特に高く、集中的な議論が必要であることから部会を設置することに決定した。

3．三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画について（答申）

本件は、5月に開催された第36回環境審議会において、知事から諮問があり、専門的な見地からの検討を行う費用負担計画部会が設置され、検討されてきた。

この度、部会が取りまとめた報告について審議が行われ、答申をいただいた。

【答申の主な内容】

公害防止事業の種類は、公害防止事業費事業者負担法第2条第2項第2号に規定する「しゅんせつ事業」とする。

事業の範囲は、今後実施する保管底質の無害化・最終処分とする。

費用を負担させる事業者は、「高濃度汚染底質が確認された地点の周辺及びその上流に位置する事業者」等、3つの基準全てに該当する事業者とする。

公害防止事業費の額は1億2,600万円以内とする。

公害防止事業費に寄与率77%及び概定割合82%を乗じ、事業者の負担総額は7,960万円以内とする。

事業者負担金の納付に際しては、費用負担を求める事業者が中小企業者であることを鑑み、分割納付等について配慮するよう努めるものとする。

4．シカ・イノシシ保護管理計画の変更等について（野生生物部会報告）

平成20年10月2日に開催された野生生物部会で審議・決議された事項について、石井部会長から報告がなされた。

「大阪府シカ保護管理計画の変更等について」及び「大阪府イノシシ保護管理計画の変更等について」の2件について知事から諮問があり、くくりわなの制限の解除等を追加する等を変更することで決議した、との報告であった。

5．温泉法に基づく温泉掘削等許可について（温泉部会報告）

平成20年8月21日に開催された温泉部会で審議・決議された事項について、温泉法に基づく温泉掘削及び動力装置設置の許可申請14件すべてを許可することに支障なしと決議した、との報告が益田部会長からなされた。

6．「平成19年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」に関する意見聴取について

「大阪21世紀の環境総合計画」の進行管理の一環として、平成20年9月議会に報告した上記報告書により、「平成19年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」について説明し、各委員からの意見聴取を行った。